

改正後

改正前

個④036-4 所得税の減価償却資産の特別な償却率の変更通知書 (様式中アンダーライン省略)

(新設)

第 号
平成 年 月 日

殿

国税局長 _____ 印

所得税の減価償却資産の特別な償却率の変更通知書

平成 年 月 日付 号の特別な償却率の認定については、所得税法施行令第122条第4項の規定に基づき、次のとおりその償却率を変更します。

変更後の償却率による償却費の額の計算は、平成 年分の所得税について適用されます。

資産の種類	構造又は用途	細目	名称	変更後の償却率

(理由)

() 枚のうち () 枚目

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ 殿</p> <p>【不服申立てについて】</p> <p>○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に _____ 国税局長に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は、 _____ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。</p> <p>○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>【取消しの訴えについて】</p> <p>○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。</p> <p>○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。</p> <p>○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p> <p>○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。</p> <p>(3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p style="text-align: center;">() 枚のうち () 枚目</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">所得税の減価償却資産の特別な償却率の変更通知書</p> <p>1 作成目的 この通知書は、減価償却資産の特別な償却率の変更通知をする場合に作成する。</p> <p>2 記載要領等 この通知書の各欄は、次により記載する。 (1) 「資産の種類」欄から「変更後の償却率」までの欄には、「所得税の減価償却資産の特別な償却率の変更決議書」の該当欄に記載されている事項を移記する。 (2) 「(理由)」欄には、変更をするに至った理由を具体的に記載する。</p> <p>3 教示文 「不服申立てについて」の項について、「 国税局長」及び「 国税不服審判所首席国税審判官」の空欄には、この処分を行う国税局名及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。</p>	<p>(新設)</p>